

第17回熊本県本人確認情報保護審議会議事録

- 1 日 時 平成30年12月26日(水) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 出席者 <審議会委員>
徳永会長 小島委員 谷口委員 中嶋委員
中原委員 山野委員 渡辺委員
<事務局>
間宮市町村課長 馬場課長補佐 神西課長補佐
合志主幹 吉川主任主事 岩間主事 田邊主事

4 議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

(2) 報告事項

- ①本人確認情報保護対策について
- ・ 県の本人確認情報保護の取組み
 - ・ 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

②報告事項に係る意見交換

(3) 議題

県が本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について

5 主な審議内容

(事務局) 第17回熊本県本人確認情報保護審議会を開催する。
なお、委員総数7名全員の出席により、過半数の定足数に達しており、本日の審議会は成立していることを御報告申し上げます。

(1) 住基ネットの概要について

(徳永会長) 本日の審議会では、住民基本台帳ネットワークシステムにより、県が本人確認情報を利用及び提供する事務の追加についての審議やシステム利用状況等についての報告が予定されているとのこと。

まず、住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、昨年からの変更点等を中心に事務局から説明をお願いしたい。

【事務局説明】

(2) 報告事項

- ①本人確認情報保護対策について
- ・ 県の本人確認情報保護の取組み
 - ・ 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

(徳永会長) 次に報告事項について、事務局からまとめて報告いただいた後、御意見をいただきたい。

【事務局説明】

②報告事項に係る意見交換

(徳永会長) それでは、事務局から説明があった報告事項について、何か御意見や御質問はないか。

(渡辺委員) 県の内部監査結果の中で、18所属中の14所属でドキュメントが施錠保管されていなかった等の報告がある。前回の監査では同様の指摘はなかったのか。

(事務局) 要領・手順等のドキュメントを施錠保管していない事例が多く見られた。人事異動等の際の引継ぎが不十分であったと考えられる。セキュリティ向上のため、引継ぎの徹底及び研修時の周知を徹底する。

(小島委員) 平成29年度の内部監査は新規利用所属12所属に対して実施したとあるが、新規利用所属全てを実施したと考えてよいか。今年度の新規利用所属はいくつか。

(事務局) 新規利用所属22所属のうち、12所属を実施。今年度の新規利用所属は2所属。

(徳永会長) アクセスログの定期的な検証について、どのような指標で不正使用の有無を検証するのか。

(事務局) 各所属で保管している利用の帳簿と実際の使用のシステムの帳票との突合により確認しているところ。昨年度の検証では全て一致しており、不正使用はなかったと判断したもの。

(徳永会長) 特定者が集中して利用しているような場合は不正使用の疑いがあるのか。利用に当たっては、目的等も把握ができるのか。

(事務局) 利用する時期が集中する業務もあり、利用の頻度では判断していない。利用目的も把握できる。利用目的、利用日時、利用者等の帳簿とシステム上の帳票との突合により不正使用の判断をしている。

- (小島委員) 検証結果件数2, 449件はサンプル調査と考えてよいか。母数は。
- (事務局) サンプル調査。母数は56, 188件。
- (徳永会長) 市町村の自己点検結果について、前回より満点の団体が減った原因は、チェック項目の内容が厳しくなったということによいか。
- (事務局) チェック項目の様式が変更になり、各項目評価の根拠を記載することとなった。昨年度までは点数のみで評価を行っていたが、評価の根拠を記載することで、より慎重な点検が行われたと考えている。
- (徳永会長) 運用面ではしっかりとされているが、規程等の整備がされていない団体が今回、点数を下げていると理解してよいか。
- (事務局) 規程の整備がなく、マニュアルのみの団体があり、その団体については、改善を求めており、来年度からは自己点検も改善されると考えている。
- (徳永会長) 個人的には手順書は手元にあった方が作業がしやすいと考えるが、そちらも施錠保管をしなければならないのか。
- (事務局) 手順書を第三者が見ること自体、第三者の不正使用が生じる要因となるため、ネットワークのリスクを高めることになる。業務上必要な職員のみが見られるようにしている。
- (谷口委員) セキュリティ診断において、14団体全てにおいて不備事項が確認されたとのことだが、そのフォローアップはどのように行われるのか。
- (事務局) 改善計画書の提出を求め、次回の診断時または毎年の自己点検時にその改善状況の確認を行っている。
- (小島委員) 市町村担当者研修会について、対象者が住基ネット担当課職員は90名、番号制度担当課職員は150名と記載されているが、これは市町村の担当職員の何パーセントを占めるのか。
- (事務局) 担当職員数は把握していない。各市町村に対し、担当職員の出席を最低1名はお願いしている。また、出席者から各職場での研修を行うよう依頼している。
- (中嶋委員) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援は自治事務か法定受託事務か。

(事務局) 自治事務となっている。

(3) 議題

県が本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について（諮問事項）

(徳永会長) 今回の会議では、知事から本審議会への諮問事項がある。事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 県が本人確認情報を利用及び提供する事務を熊本県住民基本台帳法施行条例に追加することについて、審議会に諮問するものである。

審議会は、住民基本台帳法第30条の40第2項の規定により知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項について調査、審議するものとされている。

県では、住民の利便の増進及び行政事務の効率化の観点から、同法第30条の15第1項第2号の規定により、条例に定める本人確認情報を利用することができるのとされているほか、第30条の13第1項の規定により、条例に定める本人確認情報を市町村へ提供することができるのとされており、それら計4事務を今回諮問するものである。

追加する事務については、知事が利用するものが「熊本県病院事業の設置等に関する条例による使用料等の徴収に関する事務」、知事が市町村へ提供するものが「公立病院における使用料等の徴収に関する事務」、「市町村が貸し付けた奨学資金の回収に関する事務」、「公営住宅の家賃に関する事務」である。

答申いただければ、2月議会に改正条例案を提案したいと考えている。

【事務局から各諮問事項の説明】

- ①熊本県病院事業の設置等に関する条例による使用料等の徴収に関する事務について
- ②公立病院における使用料等の徴収に関する事務
- ③市町村が貸し付けた奨学資金の回収に関する事務
- ④公営住宅の家賃徴収に関する事務

(渡辺委員) 公的医療機関の使用料の徴収に関する事務ということだが、昨年度までは公用請求がない状況で、来年度から滞納整理強化を行われる理由があるのか。

(病院局) 保険証を持参せずに緊急で受診するケースなど、未収金になるリスクが想定されるため、今回提案をさせていただいたもの。

(渡辺委員) 滞納整理強化は今回諮問の市町村利用事務にもあるが、重点的に取り組まれているのか。

(事務局) そういった訳ではない。

(中原委員) 公営住宅や奨学金の貸付については、玉名市としても事業を行っているが、住民基本台帳ネットワークシステムの利用希望はされていない。しかし、公用請求は行われている。利用希望市町村はどのように調査されているのか。

(事務局) 10月に住民基本台帳ネットワークシステムの利用希望調査を実施。8事務について利用希望があった。8事務に対する利用希望及び住民票の公用請求の状況の照会を全市町村に行った。

今回、利用希望がなかった市町村についても、条例化された場合はシステムの使用は可能。

(中原委員) マイナンバー制度の情報連携がスタートしているが、関係しない部署の意識が低い。人事異動等により新しく担当になった職員はあまり内容を理解できずに対応している。内部での制度の周知の必要性は感じている。

(中嶋委員) 病院局では、今まで公用請求の実績がなかったが、今回住民基本台帳ネットワークシステムを利用しようとしたきっかけは。

(病院局) 未収金の回収に対応する職員の負担軽減のため、実施することとしたもの。未収金は早期実施が回収率と比例するため、早期対応も併せて考慮した。

(徳永会長) 行政事務の効率化というのは大きなテーマであると思うが、住民にとっての利便性というのは強く意識されると思う。金銭の回収が厳しくなると聞けば、住民にとっては不安に感じると思うが、民間の病院では、こういうことはできない。自治体だからできる効率化によって住民にとっての利便性を説明してもらいたい。

(病院局) 公用請求で行った場合、住民窓口担当課の負担になり、本来業務に影響がある。少しでも負担を軽くすることで、本来業務に時間を割くことができ、住民の利便性の向上に繋がると考えている。

(事務局) 今回提案をしている事務は直接住民の利便性を向上するものではない。今回の事務の対象となる人は、払う意思があるが、転出により請求書が届かなくなったり払えなくなった人と、払う意思がない人に主に分けられる。サービスを利用した人の公平感のため、適切に払っていただく必要がある。適切に徴収を行うことで公平性が確保できると考えている。

- (中嶋委員) 定型的に住基ネットを利用した方が望ましい業務が潜在しているのでは。
- (事務局) 徴収業務については、御指摘のとおり共通する部分があるが、重要な情報でもあり、利用職員が増えるとセキュリティの問題もあることから、あまり積極的に周知をしている訳ではない。利用対象は利用希望に基づき、利用実績等を考慮して、限定した運用を行っている。
- (徳永会長) 奨学資金の回収事務の利用希望団体は5団体となっているが、45市町村のうち、5団体というのは少ないのではないか。何か今回提案をしたきっかけがあるのか。
- (事務局) きっかけはない。県の育英資金については、平成21年度から住基ネットを活用しており、市町村でも同様の利用を想定。
今回、利用希望は5団体ということだったが、利用希望以外の市町村も利用できることから、諮問事項として提案をするに当たり、潜在的な利用も見込んだところ。
事務局としては、希望されていない団体も利用されることもあることから、5団体というのは必ずしも少ないとは言えないと考えている。
- (徳永会長) 今回の提案事務はいずれも金銭の回収に関する事務であり、業務に対する効率化については、非常に関心が高いということは理解できる。一方で、住民からすると本当に必要があるのかという視点で、各委員の意見はあるか。
- (小島委員) 例えば、奨学金で未回収金が発生した場合に、次に貸し付ける原資がなくなったとなれば、市町村が別途予算立てを行うのか。未回収金は誰が補てんをするのか。税金から補てんされているのであれば、住民の税金が使われるということになる。
- (事務局) 市町村の税金で賄っている。
- (小島委員) 他の未回収金も同様か。
- (事務局) 基本的には病院事業等公営企業については、その料金収入をもって運営を行うこととされているが、実際はその料金収入のみでは経営が成り立っていないところもある。赤字分については、一般会計から皆さんの税金から繰入金として補てんをしているのが現状。病院の料金が取れず、赤字が膨らむことになれば、税金からの補てんが増えることになり、税金からの繰入金を少しでも減らすため、未回収金の回収に取り組む必要がある。
- (中原委員) 未回収金については、保証人がいる場合が多く、また、亡くなられた人に対

しては、相続人に対してできる限り回収には努めている。

(徳永会長) 保証人や相続人なども住基ネットで居所の確認はできるのか。

(中原委員) 支払い義務がある者については、可能。住基ネットを利用しない場合、郵送で照会文書が送られてくるが、文書であれば複数人間が見ることになり、住基ネットの方がセキュリティは高いと思う。

(小島委員) 未収金があった場合には、これまでも住基ネットを使わずに、住民票を請求することで解消していたということではよろしいか。その分、住基ネットを利用することで事務のコストが大幅に削減できる、その部分に尽きるのでは。

(中原委員) 切手代や紙代、対応事務に要する労働時間が削減できる。

(小島委員) 住民としては、不安に感じるころはあるが、利用した分は支払ってもらうのが原則。

(中原委員) 公用請求の方法が変わったということ。いずれにしても請求は行うことになる。

(小島委員) どうしても払えない人については、生活保護など他の制度で支援をすることはできる。

(中原委員) 何もしないというのは一番いけないことであって、困ったときは相談をして欲しい。

(徳永会長) 病院事業について、民間の病院よりも便利な方法で便利な情報を入手できるが、その恩恵は住民サービスにより住民に還元されるという理解でよいか。

(事務局) 公立病院は、民間病院が参入できない地域や高度な医療を提供するという目的で国・県・市町村が実施をしている。そういった点で民間病院と役割や責務がまったく同じではない。公立病院の特殊性や最終的には税金で補てんをするという構造もあり、住民の負担増にならないように利用が認められていると考えている。

(徳永会長) 他のところでは皆様いかがか。特になければ、本審議会としては、諮問のとおりで差し支えないということで答申とさせていただきます。よろしいか。

(各委員から異議なし)

では、審議会としては、諮問のとおり差し支えないとさせていただきます。

(間宮課長) 活発に審議いただき感謝。ただ今、答申をいただいたので、4事務について県議会2月定例会において熊本県住民基本台帳法施行条例の改正を行うべく準備を進めさせていただきます。

(徳永会長) それでは、これで本日の審議会は終了する。